

統合に関する議決の方法について
(統合場所と統合新設校の開校時期)

1 議決の内容

- 高洲地区学校適正配置（案）について
- 議事進行において議決を要する事項について

2 議決の方法

- (1) 話し合いにより議決
- (2) 協議会委員 16 名の投票により議決
 - ①全会一致で議決
 - ②過半数で議決（同数の場合の判断や白票等の無効票の取り扱いを検討する）
 - ③その他

○投票方法について

- ・無記名による投票後、会長、副会長と事務局で確認し、協議会委員に公表
- ・記名による投票後、会長、副会長と事務局で確認し、協議会委員に公表
- ・その他